

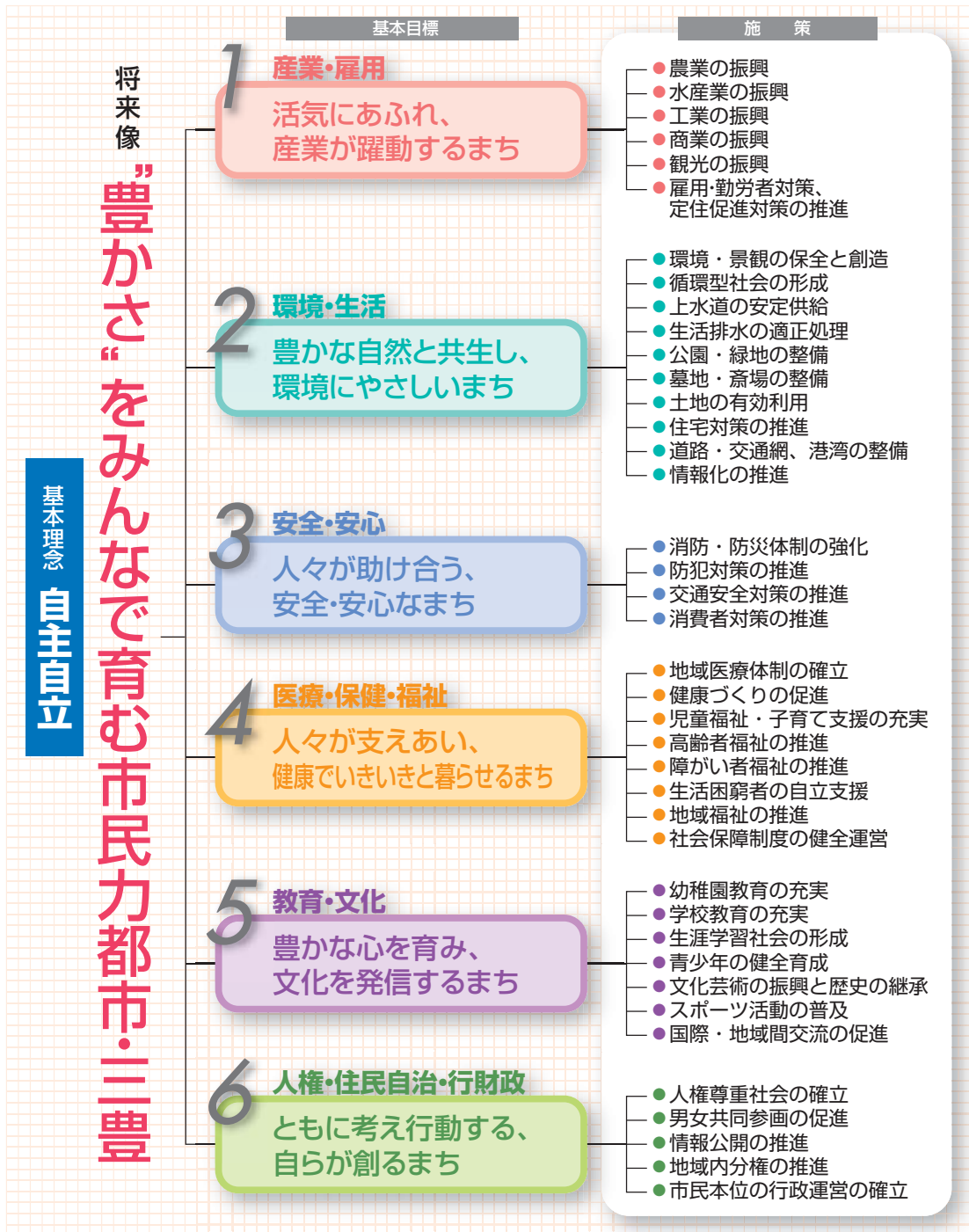
第2章

施策の大綱

第2章

本計画の体系を以下のとおり構成し、総合的、計画的な施策展開を図ります。

■ 計画の体系



1. 活気にあふれ、産業が躍動するまち（産業・雇用）

（1）農業の振興

水稲をはじめ野菜、果樹、花きなど、多彩で特色ある農産物を生産する、本市の基幹産業である農業については、意欲と能力のある担い手の育成・確保、農業経営の法人化の促進等による経営体制の強化を図り、農産物の生産性の向上や高品質化、ブランド化を促進するとともに、農地や農道、用排水施設等の農業生産基盤の一層の充実や遊休農地・耕作放棄地対策を進めます。

また、食の安全・安心と環境に配慮した環境保全型農業の促進、体験・観光農業の取り組み等による都市との交流の促進、農産物直売体制の充実や学校給食との連携等による地産地消の促進など、多様な取り組みを一体的に進めます。

（2）水産業の振興

10の漁港を有する本市の水産業については、後継者の育成・確保に努めるとともに、地産地消の促進や漁業生産の基盤となる漁港の整備や漁場環境の整備・保全を進め、稚魚の放流事業や養殖業の一層の充実促進等による生産の拡大・安定化を図ります。

また、フナやアユの放流事業を支援し、内水面漁業の振興に努めます。

（3）工業の振興

伝統的な地場産業と臨海部・内陸部の工業団地への誘致企業を中心とした本市の工業については、さらなる地域活力の向上と雇用の場の確保をめざし、商工会との連携のもと、既存企業の経営革新や経営の安定化、地場産品の育成に向けた支援に努めるとともに、新たな産業の創出や起業化を促進します。

また、恵まれた交通立地条件を生かし、優良用地の整備や企業活動に欠かすことのできない工業用水の確保に努め、企業誘致活動を積極的に展開し、環境と共生する優良企業の誘致を進めます。

（4）商業の振興

大型商業施設と地元商店が共存共栄するにぎわいのあるまちづくりに向け、商業振興の中核的役割を担う商工会の活動支援に努めるとともに、これと連携しながら、経営革新や後継者の育成・地元商店ならではの地域に密着したサービスの展開、他の産業との連携による新たな商業の創出など、近代的・魅力的な商業活

動の促進に向けた取り組みを推進します。

(5) 観光の振興

温泉や道の駅、海水浴場、四国八十八ヶ所をはじめ多彩な観光資源を有する本市の観光については、近年の健康志向の高まりや、いやし、食を求めるニーズの増大も踏まえながら、既存の観光資源の整備充実及びネットワーク化に努めるとともに、新たな資源の掘り起こしを進めます。

また、広域的な観光体制の充実、特色ある祭りやイベントの開催、観光PR活動の強化など、多面的な取り組みを推進します。

(6) 雇用・勤労者対策、定住促進対策の推進

企業誘致等を通じて雇用の場の確保をめざすほか、ハローワーク^{※9}、地元企業等との連携のもと、若者の地元就職及びU・J・Iターンの促進、高齢者や女性、障がい者の雇用促進に努めます。

また、勤労者が健康で快適に働くことができるよう、資金融資をはじめ、勤労者福利厚生機能の充実に努めます。

さらに、住宅対策等と連動し、若者や後継者の定住促進のための効果的な支援施策を推進します。



※9 ハローワーク…公共職業安定所

2.豊かな自然と共生し、環境にやさしいまち(環境・生活)

(1) 環境・景観の保全と創造

燧灘から三豊平野、讃岐山脈まで、水と緑にあふれた特色ある自然環境・景観を有するまちとして、環境基本計画や地域新エネルギービジョン等に基づき、森林や河川環境の保全をはじめ、水質汚濁など地域における環境問題から地球温暖化等の地球環境問題に至る様々な環境問題への対応、新エネルギーの導入など、環境・景観施策を総合的に推進します。

(2) 循環型社会の形成

循環型社会の形成に向け、平成20年度に策定した一般廃棄物処理基本計画のもと、物を大切に、自然を大切にする心によって支えられた本市にふさわしいごみ処理や収集・リサイクル体制の充実を図り、市民への啓発活動を推進しながら、ごみ分別の徹底や3R^{※10}運動の促進、不法投棄の防止等に努めるとともに、市内にあるバイオマス^{※11}資源の有効な利用・活用によるバイオマス・タウンの構築を推進します。

また、広域的なし尿や浄化槽汚泥処理体制についても充実を図ります。

(3) 上水道の安定供給

快適な市民生活に欠かすことのできない安全・安心な水の安定供給を図るため、安定的な水源の確保に努めながら、送水管の老朽化や災害時への対応、水質の保全等を見据え、浄水・配水施設をはじめとする各種上水道施設の整備を計画的に推進します。

(4) 生活排水の適正処理

河川・海域等の公共用水域の水質保全と美しく快適な居住環境づくりに向け、浄化槽の普及を促進していくとともに、農業・漁業集落排水施設の適正管理、利用促進を図り、生活排水処理の適正化に努めます。

(5) 公園・緑地の整備

市民のふれあい・いこいの場、交流の場、子どもの遊び場の確保と防災機能の向上、緑あふれる快適な環境づくりに向け、公園・緑地の整備及び市民主体の管理体制の充実にも努めるとともに、緑化活動を推進します。

※10 3R…リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再生使用)

※11 バイオマス…木材・生ごみ・家畜排せつ物などの化石燃料を除いた再生可能な生物由来の有機エネルギー資源

(6) 墓地・斎場の整備

市営墓地の有効活用、適正管理に努めるとともに、斎場については、老朽化の状況等を含め総合的に勘案し、新たな施設の整備を計画的に進めます。

(7) 土地の有効利用

活力ある産業環境と豊かな自然環境・景観、便利で安全な生活環境が調和した良好な地域環境の形成を図り、市の一体的かつバランスのとれた発展を図るため、土地利用計画策定のもと、土地利用の明確化と適正な誘導に努め、計画的な土地利用を推進します。

(8) 住宅対策の推進

定住の促進と快適・安全・安心な住まいづくりに向け、民間開発の適正な誘導等により、新たな住宅地の形成を進めるほか、市営住宅については、市営住宅ストック総合活用計画に基づき、福祉面や防災面も考慮しながら、老朽化した住宅の建替・改善等を計画的に推進します。

(9) 道路・交通網、港湾の整備

高松自動車道インターチェンジへのアクセスの向上や、安全性・利便性の向上、さらには市全体の均衡ある発展に向け、国道11号をはじめとする国・県道の整備を関係機関に働きかけていくとともに、幹線市道や身近な生活道路の整備及び維持管理を計画的、効率的に推進します。

また、公共交通網の充実に向け、コミュニティバスの充実、離島航路の維持に努めます。

さらに、詫間港の物流機能の充実や仁尾港のマリンレジャー機能の強化など、港湾の整備を促進します。

(10) 情報化の推進

市民生活の質的向上と活性化に向け、各通信事業者やCATVによるサービスエリア拡大等による高速・大容量の情報通信環境の整備を促進し、誰もが等しく情報サービスを利用できる環境づくりを推進します。

3.人々が助け合う、安全・安心なまち（安全・安心）

（1）消防・防災体制の強化

市民が安心して暮らせるまちづくりを進めるため、各種災害対応能力の向上を図り、消防力の強化に取り組むとともに、防災体制の整備・充実などにより、災害・緊急時において、迅速かつ的確に対応できる消防体制や危機管理体制の整備を図るとともに、国民保護計画に基づく施策を推進します。

また、市民および警察等関係団体との連携を強化する中で、防犯対策や交通安全対策等の充実を図ります。

（2）防犯対策の推進

全国的に子どもや高齢者が被害者となる犯罪が多発し、犯罪に対する安全性の確保が特に重視される中、警察や関係団体等との連携のもと、啓発活動の推進や自主防犯組織の育成に努め、市民の自主的な地域安全活動、防犯パトロール活動を促進するとともに、防犯灯の整備充実を図り、地域ぐるみで防犯体制の強化に努めます。

（3）交通安全対策の推進

交通事故のない安全・安心なまちづくりをめざし、警察や関係団体等との連携のもと、交通安全教育や啓発活動を推進し、市民の交通安全意識の高揚に努めるとともに、事故多発箇所や通学路を中心とした交通安全施設の整備を進めます。

（4）消費者対策の推進

インターネット有料サイトの架空請求や、マルチ商法などによる被害が増加し、大きな社会問題となっている中、トラブルの未然防止に向け、県等関係機関との連携のもと、啓発や情報提供の推進、相談体制の充実を図ります。



4.人々が支えあい、健康でいきいきと暮らせるまち (医療・保健・福祉)

(1) 地域医療体制の確立

市民が安心して医療サービスを受けられるよう、永康病院、西香川病院、財田診療所、志々島診療所及び三豊総合病院の充実を図り、相互の機能分担や連携方策など今後のあり方を検討し、本市の公的な医療体制の確立を図ります。

(2) 健康づくりの促進

市民一人ひとりが長く健康で生活できるよう、健康増進計画や特定健康診査等実施計画などの指針に基づき、健全な生活習慣の形成のための自主的な健康づくりの促進、地域の現状を踏まえた健康診査・指導等の推進、安心して子どもを生み育てられる母子保健体制の充実など、体系的な保健サービスを推進します。

また、市内のスポーツ施設等を活用した市民の健康づくりを促進します。

(3) 児童福祉・子育て支援の充実

少子化が急速に進行し、全市的な対応が急務となっている中、次世代育成支援行動計画に基づき、利用者ニーズに即した多様な保育サービスの充実、ファミリー・サポート・センター事業や地域子育て支援拠点事業の推進、放課後児童クラブなど地域における子育て支援の充実をはじめ、子育て家庭を社会全体で支援する多面的な取り組みを総合的に推進します。

(4) 高齢者福祉の推進

超高齢社会の到来を見据えた総合的な対応が求められる中、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画等に基づき、高齢者の健康づくりや生きがいづくり、地域支援事業をはじめとする介護予防に向けた施策を推進するとともに、高齢者福祉の総合的・中核的機関である地域包括支援センターの充実に努めます。

(5) 障がい者福祉の推進

障がい者が地域の中で自立した生活を送ることができるよう、障害者計画・障害福祉計画に基づき、介護給付や訓練等給付の実施、地域生活支援事業の推進など、自立支援システムの定着を進めながら、啓発・広報の充実や情報提供・相談の充実、保健・医療サービスの充実、生活支援の充実、教育・療育の充実、雇用・

就労支援の充実など、総合的な取り組みを進めます。

(6) 生活困窮者の自立支援

生活困窮者の経済的自立と生活意欲の向上を促進するため、関係機関や民生・児童委員との連携のもと、相談体制の充実、生活保護制度の適切な運用を図ります。

(7) 地域福祉の推進

子どもから高齢者まで、すべての市民が助け合い支え合いながら安心して暮らせるよう、地域福祉計画に基づき、社会福祉協議会等との連携のもと、ボランティアの育成など福祉を担う人づくりをはじめ、福祉コミュニティの形成や福祉サービスの充実など互いに支え合う場づくり、情報提供・相談支援体制の充実など安心できる仕組みづくりを進めます。

(8) 社会保障制度の健全運営

国民健康保険事業の健全化に向け、生活習慣病予防の推進をはじめ、医療費の適正化、国民健康保険税の収納率向上に努めるほか、広域的連携のもと、後期高齢者医療制度の適正な運営に努めるとともに、増加する介護給付費の適正化や、充実した介護サービスの提供に努め、介護保険制度の健全な運営を図ります。

また、国民年金制度のPRや相談の充実を図り、制度の周知に努めます。



5.豊かな心を育み、文化を発信するまち（教育・文化）

（1）幼稚園教育の充実

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼稚園教育の重要性を踏まえ、幼稚園における教育内容の充実に努めるとともに、園児数の減少や施設の老朽化、耐震性等を勘案し、幼稚園の施設の整備を進めるとともに、規模の適正化の検討を推進します。

（2）学校教育の充実

子どもたちが明日の本市を担う人材として成長していくことができるよう、地域の教育力を生かした特色ある教育の推進による確かな学力の育成をはじめ、道徳教育や人権教育、福祉教育の推進、心の問題への対応充実等による豊かな人間性の育成、健康教育の充実や給食体制の充実、食育の推進等による健康・体力の育成など、生きる力の育成を重視した教育活動を推進します。

また、児童・生徒数の減少や施設の老朽化、耐震性等を勘案し、学校の施設の整備を進めるとともに、規模の適正化の検討を推進します。

また、大学などの教育機関との連携により、あらゆる学習機会を設け、将来の三豊を担う子どもの育成を図ります。

（3）生涯学習社会の形成

すべての市民が生涯にわたって学び、充実した人生を送り、その成果が本市のまちづくりに生かされる生涯学習社会の形成に向け、公民館、図書館などの生涯学習関連施設の整備充実及び相互の連携強化を進めるとともに、指導者やボランティアの育成・確保、学習情報提供体制の整備、社会変化や市民ニーズに即した特色ある講座・教室の企画・開催、各種団体の自主活動の支援等に努めます。

（4）青少年の健全育成

少子化や核家族化の進行による社会変化とともに、青少年を取り巻く環境が変化する中、明日の本市を担う青少年の健全育成に向けて、少年育成センターを中心に、関係機関・団体が一体となった体制を確立し、補導活動や不審者対策、相談活動、環境浄化活動等を展開するとともに、家庭や地域の教育力の向上促進、放課後の居場所づくり、青少年の体験・交流活動や社会活動などへの参画促進等に努めます。

(5) 文化芸術の振興と歴史の継承

地域文化の継承と新たな三豊文化の創造に向け、各種文化芸術団体の育成に努めるとともに、多様な文化芸術を鑑賞する機会や成果を発表する機会の充実、指導者の育成・確保に努め、市民主体の文化芸術活動の一層の活発化を促進します。

また、市内に数多く存在する有形・無形の貴重な文化財の保護・保存を進めます。

(6) スポーツ活動の普及

市民一人ひとりが生涯にわたり日常生活の中でスポーツに親しみ、充実した生活を送るとともに、健康の保持・増進と体力づくりが行えるよう、スポーツ施設の充実及び管理運営体制の充実を図るとともに、各種スポーツ団体・クラブの育成、指導者の育成・確保、スポーツ教室・大会の充実など、スポーツ活動の場と機会の充実に努めます。

(7) 国際・地域間交流の促進

地球交流の時代に対応した人づくり、まちづくりを進めるため、国際交流協会等との連携のもと、韓国慶尚南道陝川郡、米国ウィスコンシン州ワウパカ市、中国陝西省三原県との国際交流の充実を進めるとともに、北海道虻田郡洞爺湖町、徳島県海部郡美波町との地域間交流の充実を進めます。



6. ともに考え行動する、自らが創るまち (人権・住民自治・行財政)

(1) 人権尊重社会の確立

同和問題をはじめ、あらゆる人権に対する市民一人ひとりの理解と認識を一層深め、すべての人々がお互いの人権を尊重し、ともに生きる人権尊重社会の確立を図るため、人権教育・啓発に関する基本計画等に基づき、これまでの取り組みを十分に踏まえ、様々な場を通じて人権教育や啓発活動を推進するとともに、活動拠点施設の整備充実を図ります。

(2) 男女共同参画の促進

男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野に参画し、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画プランに基づき、意識改革の推進をはじめ、様々な分野における男女共同参画の推進、あらゆる暴力の根絶に向けた環境整備等を推進します。

(3) 情報公開の推進

広報紙やホームページなどによる広報・広聴活動の一層の充実や、積極的な情報の公開・提供を行うことで、市民に対するアカウンタビリティ(説明責任)を果たすとともに情報・意識の共有化を図り、市政に対する市民の理解と信頼を深め、多様な分野における市民・市民組織・民間企業・行政の新たな関係を構築します。

(4) 地域内分権の推進

市民・市民組織・民間企業・行政の協働による市民力を発揮した「三豊市型のまちづくり」を進めるため、これまで行政が担ってきたサービスのうち、「市民ができることは市民が」、「民間ができることは民間が」を理念とする「地域内分権」を推進します。

この地域内分権の推進にあたり、それぞれが担う役割や分権方法について検討を行うとともに、その受け皿となる地域自治組織の支援をはじめ、新たなコミュニティ組織やそのリーダーとなる人材の育成に努めます。

(5) 市民本位の行政運営の確立

本格的な地方分権時代に即した自主・自立の自治体を創造・経営していくため、行政改革大綱や行財政改革推進プランを着実に実行することで、財政運営の健全化をはじめ、総人件費の削減、職員の意識改革、市民と行政との協働システム（地域内分権）の構築などに取り組むとともに、新たに行政評価制度の導入を行うことで、限られた財源が市民にとって真に有効で効果的に生かせる市民本位の行政運営を確立します。

